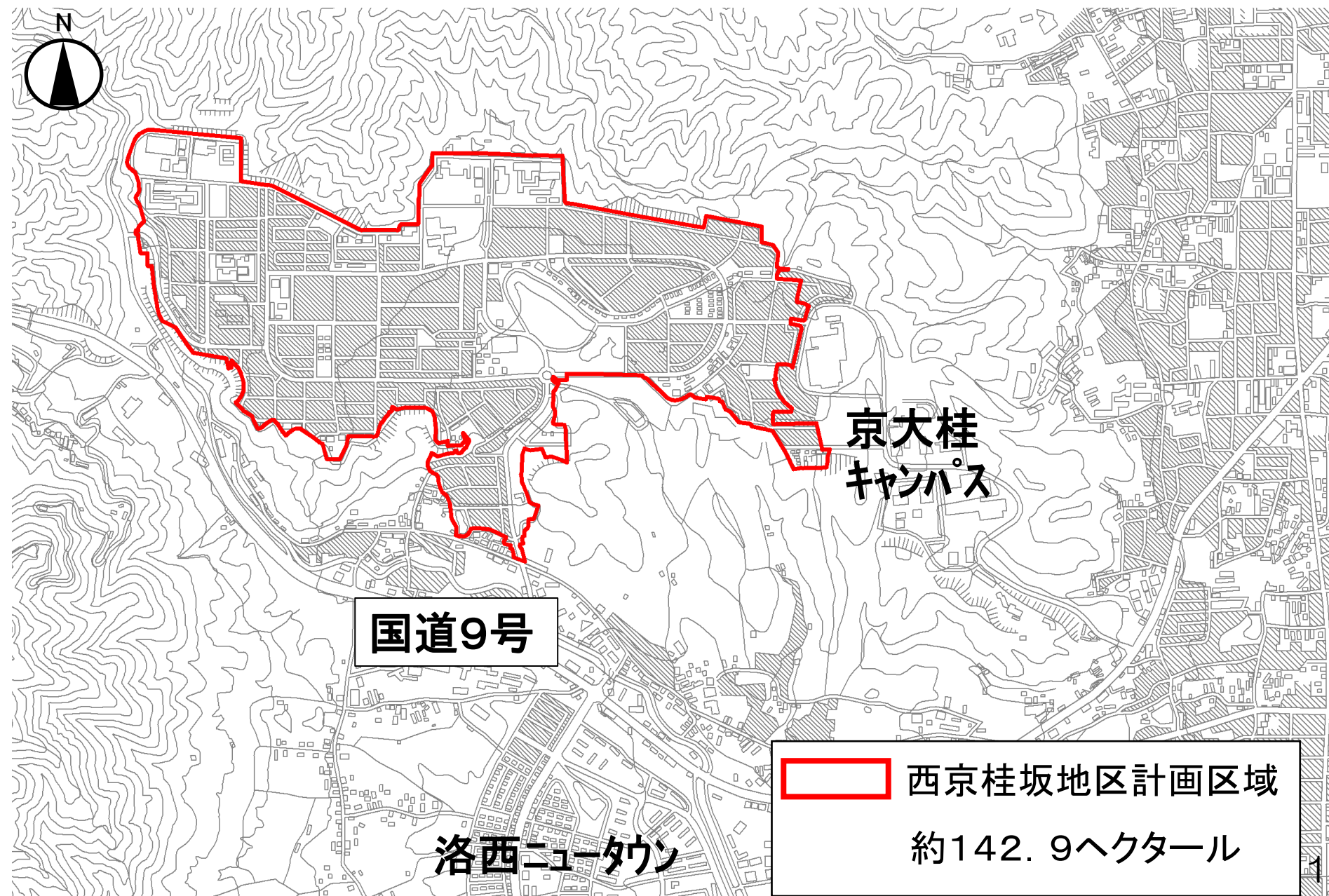


計議第314号議案

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）
（西京桂坂地区計画）

令和3年9月
京都市

1 西京桂坂地区計画の位置

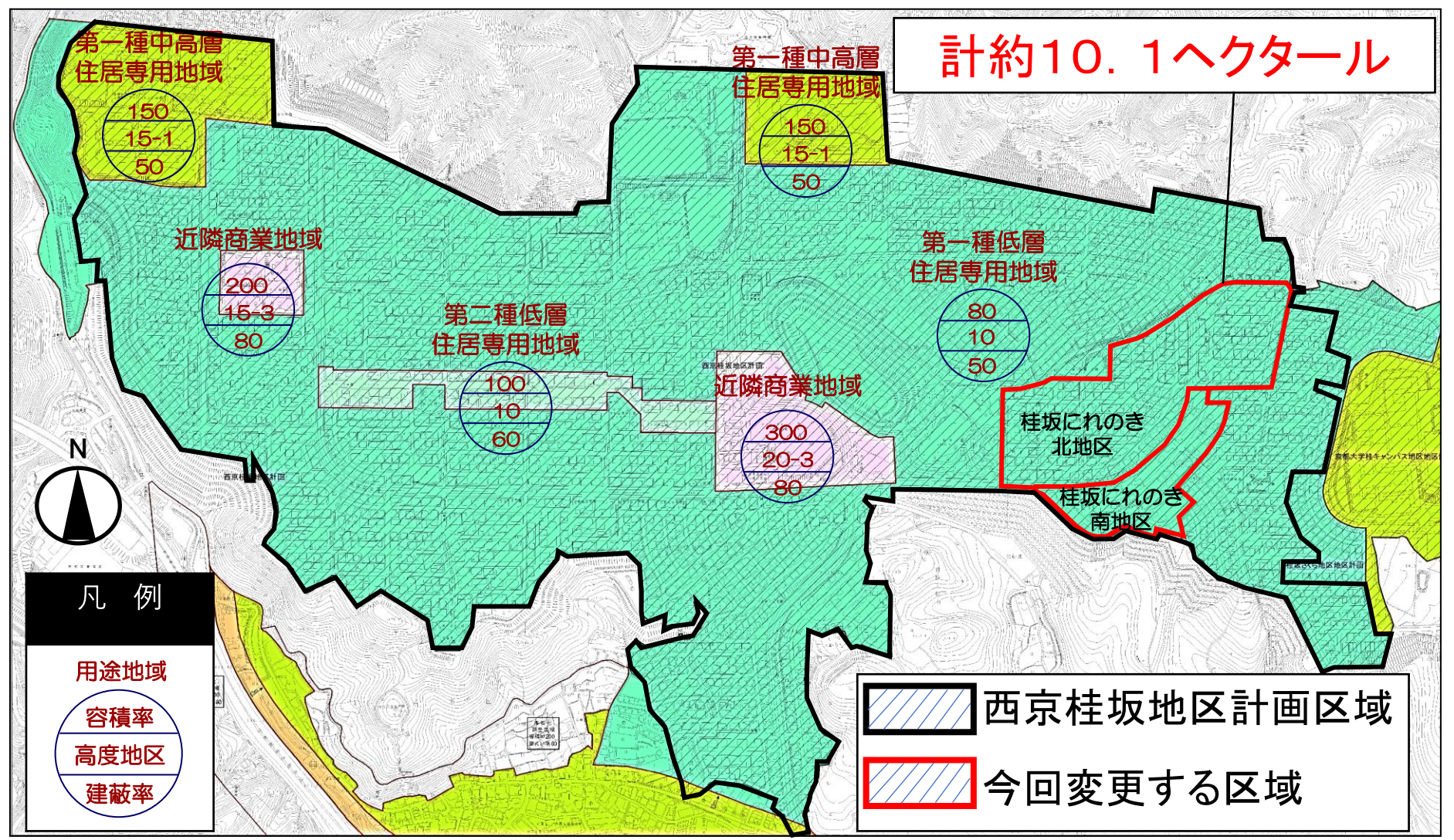


2 西京桂坂の様子

周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導が図られた住環境



3 今回変更する区域



4 これまでのまちづくりの取組

昭和61年5月 西京桂坂地区計画 決定
(順次、地区整備計画(36地区)を決定)



平成30年6月 住宅宿泊事業法の施行



にれのき地区の取組

平成30年11月 アンケートの実施(民泊の意識調査)



平成31年 3月 京都市政出前トーク(にれのき自治会対象)



令和 元年 8月 「にれのき自治会の未来を考える会」発足
(民泊対策や持続可能なまちづくり等を検討・推進)



令和 2年11月 アンケートの実施(地区計画による民泊規制の意向確認)



令和 3年 4月 地区計画変更に関する要望書提出

5 地区計画の変更内容

●地区計画の目標

変更なし

●区域の整備，開発及び保全に関する方針

変更なし

【土地利用の方針】

【地区施設の整備方針】

【建築物等の整備方針】

※ 桂坂にれのき北地区・桂坂にれのき南地区共通

5 地区計画の変更内容

●地区整備計画

【建築物等の用途の制限】

制限する用途を追加

【地区整備計画の区域】

変更なし

【建築物の敷地面積の最低限度】

変更なし

※ 桂坂にれのき北地区・桂坂にれのき南地区共通

5 地区計画の変更内容

● 建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 一戸建て専用住宅 （住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）
- 2 診療所（住宅 （住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。） を兼ねるものを含む。）
- 3 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 4 集会所
- 5 前各号に掲げる建築物に附属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）

※ **赤字**が変更箇所

※ 桂坂にれのき北地区・桂坂にれのき南地区共通